

広島県告示第四百二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第二項第二号の規定によつて、次の加入区について、令和三年広島県告示第七十八号（漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和四年六月一日限り消滅した。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

下蒲刈島加入区、地蔵加入区及び向加入区